

## アメリカザリガニに係る特定外来生物の取扱いに関する 規制の適用除外の内容について

### ■特定外来生物被害防止基本方針（変更後）の抜粋

他の特定外来生物の飼養者の数と比べても相当程度多くの一般の者により飼養されている、野外の生息数が多いことから一般の者であっても容易に捕獲し、飼養することが可能であるなど、我が国におけるその生息又は生育の状況、飼養等の状況その他の状況に鑑み、本法第4条及び第7条から第9条までの規定（飼養等、輸入、譲渡し等及び放出等の禁止）を適用することにより、大量遺棄を招いてしまうなど、かえって生態系等に係る被害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められる特定外来生物については、本法附則第5条第1項に基づき、当分の間、これらの規定の全部又は一部を、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要な条件を付して適用しない。また、選定の際に、適用を除外する規定及び付す条件の内容について併せて検討を行う。「当分の間」については、輸入、販売及び購入の規制や防除による野外の個体数の減少等により飼養者数が減少するなど、この特例措置の適用を解除できるようになるまでの間を想定している。なお、特定外来生物への指定を行う時点で特例措置の適用期間を確定することが難しい場合には、特定外来生物の指定後にその生息又は生育の状況や飼養等の状況等を注視しつつ適用除外を解除する時期の検討を行う。

### ■適用を除外する規定の案

#### ●法第4条（飼養等の禁止）の規定の一部を適用除外とする。

- ① アメリカザリガニの飼養等を業として行う者以外の者については、法第4条の飼養等の禁止の適用を除外する。ただし、アメリカザリガニの販売（対価を得て他人にある財産権を移転することをいう。以下同じ。）又は頒布（有償、無償を問わず、不特定又は特定多数の者に配り分けることをいう。以下同じ。）を目的としたものである場合には、適用除外を行わないこととする。
- ② アメリカザリガニの飼養を業として行う者で、主務大臣が定める方法（告示で定める飼養等基準）を遵守する場合であれば、法第4条の飼養等の禁止の適用を除外することとする。ただし、アメリカザリガニ（商業的目的で繁殖させる場合は、生きていないアメリカザリガニ又はその加工品を含む。）の販売又は頒布をする目的としたものである場合は、適用除外を行わないこととする。

### <主な理由>

- ・ アメリカザリガニは、現在特定外来生物に指定されている他の生物と比べ身近な生き物であり、現在、約 65 万世帯で約 540 万匹程度と広く一般的に飼養されていると推計されている（令和 2 年度時点）。
- ・ 野外においても広範囲に分布し、現行の特定外来生物同様に規制を行った場合、子どもたちが規制の内容を知らずに捕まえて家まで運搬し、飼養すると法第 4 条（飼養等の禁止）に違反することになってしまう。
- ・ 現行の特定外来生物同様に規制を行った場合、許可手続きの煩雑さや違反時の罰則へのおそれから、許可を得ない飼養等や放出等が誘発され、かえって生態系等への被害が拡大するおそれがある。また、実務上、取り締まりや許可事務に対応しきれず規制自体が機能しない等の支障が生じることが想定され、「許可を得ずに特定外来生物の飼養等や放出を行っても摘発されない」という認識が広く共有されかねない。
- ・ 販売又は頒布を目的とした飼養等については、飼養等を行う個体数が多いことや不特定多数の者に対して広範に流通させることにより、違反者によって特定外来生物が広く拡散するおそれがあり、逸出した際に生態系等に対する被害が生じる危険性が高いことから、適用除外の対象に含めず、通常の特定期外生物と同様に規制を行うこととする。なお、繁殖させたアメリカザリガニを死亡させてから加工するなどして販売するという事業形態が想定されるため、商業的目的で繁殖させる場合は、生きていないアメリカザリガニ又はその加工品の販売又は頒布を目的とした飼養等も規制対象に含めることとする。

### ●法第 8 条（譲渡しの禁止）の規定の一部を適用除外とする。

- ① アメリカザリガニの譲渡し等をする場合には、販売、購入又は頒布をする目的以外の目的による譲渡し等をするを条件として、法第 8 条の譲渡し等の禁止の適用を除外することとする。

### <主な理由>

- ・ 飼養動物については、動物の愛護及び管理に関する法律において終生飼養に努めることが求められているが、中には様々な事情で飼養の継続が困難になる場合がある。
- ・ 現行の特定外来生物として指定すると、飼養の継続が困難となった場合に、法第 8 条では原則譲渡し等を禁止し、第 9 条では野外への放出・遺棄も禁止していることから、適法に処分するためには、第 5 条第 1 項の許可を受けたものに譲り渡すか、致死のための措置を講ずるしかない。そのため、違法性を認識しつつも野外に個体を放出する事態が相当数（※）発生することが予想され、かえって生態

系等に係る被害を生じさせるおそれがある。

※環境省が令和2年度に実施したアンケートによると、潜在的にアメリカザリガニを放出しようとしている者が1割程度。

- ・ アメリカザリガニによる被害を防止するためには、新規の飼養が際限なく増えることは望ましくないことから、商業流通や不特定多数への拡散を規制するため、販売、購入又は頒布は適用除外の対象とせず、通常の特定外来生物と同様に原則として禁止することとする。